

よこはま緑の推進団体優秀活動表彰審査会要領

制 定 平成25年12月18日

最近改正 令和 2年11月 1日

(目的)

第1条 この要領は、よこはま緑の推進団体優秀活動表彰要綱の第5条の規定する、優秀活動表彰審査会（以下「審査会」という。）の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成及び運営)

第2条 審査会は、よこはま緑の推進団体連絡協議会会長と公益財団法人横浜市緑の協会理事長の委嘱するもの3人以上5人以内をもって構成する。

- 2 審査員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 審査会に審査員長を置き、審査員の互選により、選出する。
- 4 審査員へは、謝礼を添えることが出来る。

(審査会の開催等)

第3条 審査会は審査員長が主宰する。ただし、当該審査員長に事故があるときは、あらかじめ当該審査員長の指名する者がその職務を代理する。

- 2 審査員長は審査会の議長となる。
- 3 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 4 会議の議事は審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(審査基準)

第4条 審査基準は、別表に定める。

(意見の聴取等)

第5条 審査会は、審査等のため必要があると認めるときは、審査員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な調査をすることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、公益財団法人横浜市緑の協会管理部施設課緑化推進係において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月18日に施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日に施行する。

この要領は、平成30年 5月17日に施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日に施行する。

この要領は、令和 2年11月 1日に施行する。